

入院時食事療養・入院時生活療養について

■入院時食事療養の概要

- 1) 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士の管理の下に、年齢や症状に応じた適切な栄養量及び内容の食事を、適時・適温で提供しております（朝食 8：00／昼食 12：00／夕食 18：00）
- 2) 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食や脂質制限食等の治療食を特別食として提供しております。
- 3) 病棟内の食堂で食事ができる環境をご用意しております。

■入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般区分 (70歳未満)	高齢者区分 (70歳以上)	標準負担額（1食あたり）	
上位所得者 (限度額区分A)	現役並み所得者	490円	
一般 (限度額区分B)	一般		
低所得者 (限度額区分C)	低所得者Ⅱ	90日目までの入院	230円
		91日目以降の入院 (長期該当者)	180円
	低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給者)	110円	

■入院時生活療養費・生活療養標準負担額

介護保険との均衡の観点から、医療療養病床に入院する65歳以上の患者さんの入院中の食費や光熱費に相当する費用負担額が、入院時生活療養費として国により設定されました。

区 分		食 費 (1日につき)	居住費 (1日につき)	
課税世帯	一 般	490円	370円	
	難病患者等	280円	0円	
低所得者Ⅱ (住民税 非課税 世帯)	下 記 非 該 当	230円	370円	
	重篤者等	90日目までの入院	230円	370円
		91日目以降の入院	180円	
	難病患者等	90日目までの入院	230円	0円
91日目以降の入院		180円		
低所得者Ⅰ	下 記 非 該 当	140円	370円	
	重 篤 者 等	110円	370円	
	難病患者等	110円	0円	